

請願書・意見書

手代橋への歩道橋増設を求める 請願書

趣旨 手代橋の現状としましては、車の交通量が多く、また両端に変則的な交差点を有していることから橋上が恒常的に渋滞している状況でございます。

また、手代新橋の勾配に比べて昭和35年当時に建設されました手代橋の勾配が平坦に近いことから、高齢者の方や自転車利用の方々が、車の脇をすり抜けるようにして橋の上を通行されております。このような状況から以前より危険が指摘され、多くの市民から改善要望が出されている箇所でございます。

この橋の対岸は草加市であるため草加市との協議が必要になりますが、多くの八潮市民が利用することから、手代橋を利用する方々の安全を確保するため、歩道橋を増設いただきたく、要望するものです。

よって、ここに地方自治法第124条に基づき、請願します。

請願者
八潮市南後谷740番地 八潮市南後谷町会 会長 渋谷隆
草加市手代町726番地 草加市手代町会 会長 伊藤鉄男
賛同者 2, 588名

反対討論(共産党)

請願第3号 手代橋への歩道橋増設を求める請願書に対し、趣旨採択が相当と考え、委員長報告に反対する討論を行います。

旧手代橋の状況については、請願趣旨にありますように、車道部分が狭く、歩行者や自転車

利用者にとって危険なものであることは明らかだと思います。

委員会審議の中で、多くの車両が利用されているとの紹介がありました。歩行者等の安全ということであれば、まずは、交通規制等の措置をとるべきではないでしょうか。幸い新橋がすぐ上流にあり、草加市内においても道路整備が進んでいることから、自動車通行においては大きな支障にならないと考えます。また、建設費も多額なものとなっております。

よって、歩行者等の安全対策をしっかりとっていただくという趣旨を採択すべきことを申し述べ討論とします。

賛成討論(公明党)

請願第3号 手代橋への歩道橋増設を求める請願書に対し賛成の立場で討論いたします。

今回、請願が出されている手代橋は、地域住民にとって大変重要な橋であります。

委員会の中でも議論されましたが、今現在、自動車、バイク、自転車が入り乱れて通行している危険性がある中で、その通行量は新橋とひけをとれません。

この橋が署名までして求められている歩道橋の増設がかなえば、さらに地域住民にとって利便性が増す大切な橋になることは間違いありません。

今回の2, 588名の要望を尊重して、採択すべきと思いい賛成の意を表し討論いたします。

定例会の最終日に、議員提出議案として次の意見書を、原案のとおり可決しました。可決した意見書は、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付しました。

「非核日本宣言」を求める 意見書

核兵器のない世界を実現するために、今、国内外で大きな努力が求められています。2年後の2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議に向けて、新たな準備が開始されています。

2000年5月、核保有5カ国政府は「自国の核兵器の完全廃絶」を明確な約束として受け入れ、世界は核兵器廃絶の希望をもって新たな世紀を迎えました。しかし、いまなお世界には

5カ国以外にも核保有国があり、膨大な核兵器が維持・配備され、さらに新世代の核兵器開発がおこなわれるなど、拡散の危険も現実のものとなっております。

こうした現状を打開するため、日本政府にはヒロシマ・ナガサキを体験した国として、核兵器廃絶の努力を世界によびかけ、促進する強い義務があります。

日本政府が、「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核三原則の厳守」をあらためて国連総会や日本の国会など内外で宣言し、「非核日本宣言」として各国政府に通知し、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

提出先 埼玉県八潮市議会
内閣総理大臣 外務大臣

介護労働者の待遇改善を 求める意見書

介護労働者は、高齢者の尊厳にかかわる仕事をしているにも関わらず、低賃金、長時間労働など、その労働環境から離職率も高く、待遇改善が待たなしの課題となっております。人手不足で疲れても休暇も取れない。こうした厳しい現実を直視し、

今後、団塊世代の高齢化などにより、少なくとも今後10年間で、40万人から60万人もの介護職員の確保が必要とされておりますが、介護に携わる人たちがいなくなれば介護保険制度も立ち行かなくなり、まさに介護保険制度の根幹を揺るがす問題です。

介護に携わる人たちが誇りと自信を持って仕事をできるよう、また安心して暮らせるよう、政府においては、以下の点について特段の取り組みを行い、労働条件や福利厚生の上昇に全力を挙げるよう強く要望します。

1 全労働者の平均を大きく下回っている給与水準の実態を職種や勤務形態ごとに把握し、低賃金の原因とその是正策を早急に検討すること。その上で、それぞれの介護事業者がキャリアと能力に見合った適切な給与体系が構築できるよう介護報酬の在り方を見直し、次期介護報酬改定で適切に措置すること。

2 昨年8月示された福祉施設人材確保指針について、福祉・介護サービスを行う人材確保のため、労働環境の整備やキャリアアップの仕組みの構築など早急な取り組みを進め、福祉・介護現場における指針の実現を図ること。

3 小規模事業所などにおける職場定着のための取り組み支援や労働時間短縮のための事務の簡素化、さらには、事業所の労働条件等労働環境に関する情報開示など介護労働者の待遇改善のための総合的な取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成20年3月19日
提出先 埼玉県八潮市議会
内閣総理大臣 厚生労働大臣

道路特定財源の確保に 関する意見書

道路整備は、市民生活の便利、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがある。

現在、地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成をはじめ、防災対策、通学路の整備や開かずの踏切対策などの安全対策、さらには救急医療など市民生活に欠か

すことのできない道路整備を鋭意行っている。

また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行わなければならない。その費用も年々増大している。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約9千億円の税収の減が生じ、さらに地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて1兆6千億円規模の減収が生じることとなる。

こうしたこととなれば、本市では1億6千万円規模の減収が生じることとなり、厳しい財政状況の中で、道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難となるなど、本市の道路整備は深刻な事態に陥ることになる。

さらには、危機的状況にある本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日
提出先 埼玉県八潮市議会
衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 総務大臣
財務大臣 国土交通大臣